

異状死の届出の判断基準

病院での死亡確認

- 主治医であっても死亡診断書を発行できない場合があります。
- 異状死は死亡確認後24時間以内に警察に届出る義務があります。

届出が必要

異状死

・外因死

外傷・交通事故・火災・中毒・自殺・他殺 など

・外因の後遺症

外因に関連して発症した肺炎、DIC、蘇生後脳症など
(入院の有無、期間の長短問わず)

・内因か外因か不明

- ・診断のつかないCPA-OA症例
- ・診療行為中の予期せぬ死

所轄警察へ届出(医師法第21条)

東京都監察医務院による
検案と死体検案書の発行

届出不要

病死(内因死)

・診療中の患者の院内死亡

診療中の疾患による死亡、もしくは内因性死因の確定

・診療継続中の患者の院外死亡

最終診療以後24時間以上経過していても遺体を診ることで診断書を発行できます。(医師法20条但し書き)
また、死亡時の情報から内因性の死因の診断のついた例も死亡診断書を発行できます。

・新規患者の院内死亡(CPA-OA症例を含む)

画像などの検査所見やその他の診療情報から内因性の死因が確定できる例は、初診から24時間以内の死亡でも死亡診断書を発行できます。

病院で死亡診断書の発行

監察医務院からのお願い

相談電話(監察医対応)※
090-3130-3389

- ・異状死として届出るべきか否か判断がつかない
- ・遺族が死因や診療経過に疑問を抱いている
- ・職務中の死亡(労災の適応と関連するため)

死亡確認した患者が
検案対象となった場合

- ・正確な死因確定のために生前の診療情報が不可欠です。既往歴、投薬状況、最終診療時の検査結果などの提供をお願いします。
- ・原則として、所轄警察担当者へ診療情報を提供していただくこととなりますが、検案時、検案医が診療した医師から直接医学的な情報の提供を希望することがあります。
- ・診療担当医が検案・解剖結果を照会する場合には、監察医務院(業務担当)にご相談ください。

※本相談電話は、監察医務院が蓄積してまいりました知見等に基づき、異状死の届出要否の判断に資する情報提供を目的として実施しています。医学的診断や法的助言を行うものではありません。

回答は参考情報としてご利用のうえ、最終的な判断はご相談者ご自身の責任においてお願い申し上げます。